

## 青森明の星短期大学公的研究費の管理・監査に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、『研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)』に基づき、青森明の星短期大学(以下「本学」という。)における公的研究費(以下「公的研究費」という。)の適正な運営・管理について、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この規程において「公的研究費」とは、国または国が所管する独立行政法人から配分される競争的な公募型の研究資金をいう。

### (法令の遵守)

第3条 交付決定を受けた公的研究費の執行の関しては、「補助金等に係わる予算の執行の適正化に関する法律(補助金適正化法)」(昭和30年8月27日法律第79号)及びこれに基づく法令並びに交付決定通知書に記載された補助条件等を遵守しなければならない。

### (管理責任体制)

第4条 公的研究費の管理・運営及び研究活動の不正防止について管理責任を有する者として、本学に最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者、及び部局責任者を置く。

2 各責任者の役割等は次の通りとする。

#### ①最高管理責任者

最高管理責任者は、公的研究費の管理・運営について、最終的な責任を負い、これに学長を充てる。また、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者、及び部局責任者の責任ある公的研究費の管理・運営の執行のため、適切な指導力を発揮しなければならない。

#### ②統括管理責任者

統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の管理・運営を統括する実質的な責任と権限を有し、副学長をもって充てる。

#### ③コンプライアンス推進責任者

コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者を補佐し、各学科・専攻における公的研究費の運営及び管理について実質的な責任を持ち、各学科長・専攻長を充てる。

#### ④部局責任者

部局責任者は、統括管理責任者を補佐し、公的研究費の管理・運営についての事務処理手続きに係わる責任と権限を有し、事務長をこれに充てる。

### (環境の整備)

第5条 最高管理責任者は、公的研究費の不正な使用(以下「不正」という。)が行われる可能性が常にあるという前提のもとに、不正を誘発する要因を除去し、十分な抑制機能を備えた環境・体制の構築を図るものとする。

2 最高管理責任者は、次に掲げるところにより、研究者および事務職員が公的研究費を執行す

るにあたっての意識の向上を図るとともに、必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 研究者に対しては、公的研究費は研究者個人の発意で提案され採択された研究課題であっても、公的な資金から支給されるものであり、本学による機関管理が必要であるという基本原則を周知徹底する。
  - (2) 事務職員に対しては、専門能力をもって公的研究費の適正な執行を確保しつつ、効率的な研究遂行を目指した事務を担う立場にあるとの認識を浸透させる。
- 3 公的研究費の事務処理手続および執行については、各研究費に係る取扱要領等のほか学校法人明の星学園経理規則等の学内諸規程の定めるところによる。

(相談窓口)

第6条 公的研究費の事務処理手続に関する学内外からの相談窓口を、本学総務課に置く。

(不正通報窓口)

第7条 不正に関する学内外からの通報窓口を、本学総務課に置く。

- 2 不正通報窓口において通報を受けたときは、直ちに最高管理責任者に報告しなければならない。
- 3 最高管理責任者が調査の必要を認めるときは、調査委員会を設置するものとする。
- 4 調査委員会の委員長および委員は、最高管理責任者が指名する者とする。
- 5 調査委員会は、調査の結果を速やかに最高管理責任者に報告しなければならない。

(不正防止計画の策定等)

第8条 最高管理責任者は、不正を発生させる要因に対する具体的な防止策を策定するとともに、不正防止の対応について学内外に積極的に公開するなど、不正防止計画の推進に努めなければならない。

(研究費の執行状況)

第9条 公的研究費の執行状況等の検証は、随時総務課が行う。

(取引停止等)

第10条 物品等の購入等に関して不正な取引に関与した業者については、大学等との取引を停止する。

(内部監査)

第11条 公的研究費に関する内部監査及びモニタリングは、最高管理責任者、統括管理責任者等の学内組織との連携体制の下、行う。

(懲戒)

第12条 調査委員会の調査および内部監査等の結果、不正が確認された職員については、学校法人明の星学園就業規則および学校法人明の星学園人事規則に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

(事故等の報告)

第 13 条 研究者等は、管理する備品等に起因して事故等が発生した時は、直ちに、その旨を最高管理責任者に報告しなければならない。

(定めのない事項の取り扱い等)

第 14 条 この規程に定めのない事項については、最高管理責任者において規定するものとする。

(規程の改廃)

第 15 条 この規程の改廃は、教授会等の審議を経なければならない。

付則

この規程は、2008 年 12 月 1 日から施行する

付則

この規程は、2012 年 12 月 1 日から施行する

付則

この規程は、2016 年 2 月 19 日から施行する